

海老名市保育の実施手続等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき保育の実施を行う際の事務手続等について、同法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定 規則第4条第1項の規定により、保育必要量が1月当たり平均275時間までの区分とする認定
- (2) 保育短時間認定 規則第4条第1項の規定により、保育必要量が1月当たり平均200時間までの区分とする認定
- (3) 保育実施児童 海老名市保育の必要性の事由を定める条例（平成26年条例第28号。以下「条例」という。）第2条各号の規定に該当する者として入所した児童

(保育必要量の認定)

第3条 市長は、規則第4条第1項の規定により、保育必要量の認定をする場合において、規則第1条第3号、第6号又は第9条に掲げる事由については保育標準時間認定とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める事由がある場合には、別の認定をすることができる。

(新規入所申込及び必要書類等)

第4条 認可保育所へ入所の申込をすることができる者は、原則として市内に在住又は在勤する者とする。

- 2 市外に在住する者が申し込む場合は、在住する市町村を經由して申し込むものとし、その方法は第16条に定めるとおりとする。

第5条 認可保育所への入所は、原則として各保育園長が定めた月齢に達した日以降で、保護者の希望する月の初日からとする。

2 児童を認可保育所へ入所させることを希望する保護者は、入所を希望する月（以下「入所希望月」という。）の前々月の16日（16日が閉庁日の場合は、直近の翌開庁日）から前月15日（15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日）までに、次に掲げる書類を福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、入所希望月が4月の場合は、前年度の日のうち所長が定めた期間内に提出しなければならない。

(1) 支給認定（現況）申請書

(2) 保育所入所申込書

(3) 児童の状況

(4) 次に掲げる区分に応じて次に定める保育を必要とする事由を証明する書類

（18歳以上60歳未満の同居者がいる場合は、当該同居者についても保護者同様に提出を必要とする。）

ア 条例第2条第1号に掲げる就労の場合 就労証明書（自営業、内職、親類の会社での就業等の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書、法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書、営業許可証、直近の確定申告等の写しを就労証明書に添付し、いずれも添付ができない場合は、民生委員の署名捺印がある就労証明書）

イ 条例第2条第2号に掲げる妊娠又は出産の場合 母子手帳の写し又は妊娠証明書（妊婦の氏名及び出産予定日が記載されたもの）

ウ 条例第2条第3号又は第4号に掲げる保護者に疾病・障がいがある場合又は家族の看護が必要な場合 所長が指定した様式の診断書、障害者手帳の写し又は専門機関の判定書等

エ 条例第2条第7号に掲げる就学の場合 学生証の写し等在学を証明する書類及びカリキュラム等

オ 条例第2条第5号、第6号、第8号及び第10号に掲げる事由の場合 必要に

応じて保育を必要とする事由を証明する書類

- (5) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）が分かる書類の写し

（入所選考及び決定）

第6条 所長は、入所の申込を受けた場合は、書類審査及び必要な調査を行い、入所決定会議における審査を経て当該児童の入所の可否を決定する。ただし、入所について緊急を要する場合は、入所決定会議を経ずに、文書による合議にてその都度決定することができる。

2 入所の選考は、別表第1に定める保育所入所優先順位指数表及び別表第2に定める保育所入所優先順位予備指数表の合算により行い、指数の高い者から順に入所決定を行うものとする。

3 前項の場合において、指数が同一の場合は、申込書に記載された希望順位により行い、希望順位の高い者から順に入所の決定を行うものとする。

4 前項の場合において、希望順位が同一の場合は、保護者の課税額（海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成27年条例第16号）第2条における保育料を定める場合に用いる市民税の所得割の額をいう。）の合計が少ない者から順に入所の決定を行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、所長は、特に保育の必要性が高いと認められる場合は、入所の決定をすることができる。

第7条 所長は、前条の規定により当該児童の入所が決定したときは、保育所入所承諾書により、当該保護者に通知しなければならない。

2 所長は、前条の規定により入所希望月において当該児童の入所を保留したときは、保育所入所保留通知書により、当該保護者に通知しなければならない。

（入所期間）

第8条 認可保育所への入所期間は、入所が決定した日から当該年度末までとする。

2 保育実施児童については、就学に至るまで1年を単位として、入所期間を更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、所長は、保育実施児童の保育を必要とする事由により、入所期間を変更することができる。

(入所期間の更新)

第9条 所長は、前条第2項に規定する入所期間の更新の際に、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 支給認定(現況)申請書

(2) 保育所入所申込書

(3) 次に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる保育を必要とする事由を証明する書類(18歳以上60歳未満の同居者がいる場合は、保護者同様に提出を必要とする。)

ア 条例第2条第1号に掲げる就労の場合 就労証明書(自営業、内職、親類の会社での就業等の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書、法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書、営業許可証、直近の確定申告等の写しを就労証明書に添付し、いずれも添付ができない場合は、民生委員の署名捺印のある就労証明書)

イ 条例第2条第2号に掲げる妊娠及び出産の場合 母子手帳の写し又は妊娠証明書(妊婦の氏名及び出産予定日が記載されたもの)

ウ 条例第2条第3号又は第4号に掲げる保護者に疾病・障がいがある場合又は家族の看護が必要な場合 所長が指定した様式の診断書、障害者手帳の写し又は専門機関の判定書等

エ 条例第2条第7号に掲げる就学の場合 学生証の写し等在学を証明する書類及びカリキュラム等

オ 条例第2条第5号、第6号、第8号及び第10号に掲げる事由の場合 必要に応じて保育の必要とする事由を証明する書類

2 所長は、前項に掲げる書類を確認し、必要に応じて面接等を実施した上で、保護者が保育を必要とする要件を満たしていると認めた場合は、当該児童について、入所期間を更新するものとする。

3 所長は、第1項に掲げる書類を確認し、必要に応じて面接等を実施した上で、保護者が保育を必要とする要件を満たしていないと認めた場合は、当該児童について、入所期間の更新をしないものとする。

(入所要件の確認)

第10条 所長は、前条に定める入所期間の更新手続のほか、必要に応じて保育所、保育実施児童の保護者又は当該保護者の就労先等に対し、就労状況等を確認することができる。この場合において、就労状況が不確定なとき、就労時間等の基準を満たしていないとき等には、必要に応じて、就労証明書等必要書類の再提出を依頼することができる。

(育児休業に伴う書類の提出)

第11条 所長は、保育実施児童の保護者が育児休業を取得し、なお保育の継続を希望する場合は、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 育児休業取得証明書

(2) 申立書

(育児休業取得者の新規入所申込)

第12条 育児休業取得者が職場復帰を前提として申し込む場合は、条例第2条第1号に掲げる就労要件での申し込みとみなす。

2 前項の規定により入所の申込をし、入所が決定した児童の保護者は、入所月の翌月14日までに職場復帰をし、育児休業等職場復帰証明書を所長に提出しなければならない。この場合において、復帰する職場は、原則として、育児休業取得前と同じ職場とする。

(退所手続)

第13条 保護者は、児童を退所させようとするときには、保育所退所届を、保育園長を経由し、所長に提出しなければならない。

2 所長は、保育実施児童について、当該保育を実施する事由が消滅したと認めるときは、当該児童を退所させることができる。

3 所長は、前2項の規定により、児童の退所が決定したときは、保育実施解除通知書により、当該保護者に通知しなければならない。

(保育の実施委託)

第14条 所長は、第6条の規定により海老名市保育所設置条例（昭和45年条例第34号）によらない認可保育所（以下「民間認可保育所」という。）への入所が決定したときは、その旨を当該保育園長に通知し、保育の実施を委託しなければならない。

2 所長は、前条の規定により民間認可保育所から児童の退所が決定したときは、その旨を当該保育園長に通知し、保育の実施委託を解除しなければならない。

(管外入所手続)

第15条 市外の認可保育所への入所を希望する保護者から入所申込を受けた場合は、所長はその必要性を審査した上で、当該保育所を所管する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村における町村長を含む。以下次項において「管外福祉事務所長等」という。）に対し、保育の実施委託を協議しなければならない。

2 前項の場合において、その他の手続は、管外福祉事務所長等が定める方法に従うものとし、定めがない場合は、この要綱に定める規定を準用する。

(受託入所手続)

第16条 所長は、入所を希望する児童が在住する市区町村の福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村における町村長を含む。以下次項において「委託元の福祉事務所長等」という。）から保育の実施委託の協議があった場合は、その必要性を審査した上で、この要綱に定める規定により手続を行わなければならない。

2 前項の場合において、第5条第1項中、同条第2項各号列記以外の部分中及び第7条中「保護者」とあるものは「委託元の福祉事務所長等」と読み替え、第5条第2項及び第9条に掲げる必要書類については、委託元の福祉事務所長等が必要と認める書類をもって代えることができる。

(認定こども園又は特定地域型保育事業の利用にかかる手続)

第17条 第1条から第13条まで、第15条及び前条に定める規定は、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用する場合においても準用する。

2 前項の場合において、入所及び退所に関し「決定」とあるものは「あっせん」に、「保育所入所承諾書」とあるものは「内定通知書」に読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、第3条に関し必要な事項においては、市長が、その他必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の海老名市保育の実施手続等を定める要綱の規定は、令和6年度以後の保育の実施に係る手続等について適用し、令和5年度分までの保育の実施に係る手続等については、なお従前の例による。

《平成27年4月1日・制定》

《平成27年4月1日・海老名市立中新田保育園低年齢児棟運営要綱廃止》

《平成27年4月1日・海老名市休日保育事業実施要綱廃止》

《平成27年4月1日・保育所入所事務内規廃止》

《平成27年4月1日・保育所入所選考基準廃止》

《平成27年11月1日・改正》

《平成28年11月1日・改正》

《平成29年11月1日・改正》

《平成30年10月1日・改正》

《令和2年10月1日・改正》

《令和4年10月1日・改正》

《令和5年10月1日・改正》

保育所入所優先順位指数表

保育を必要とする事由	保護者の状況	指数
就労 就学・職業訓練	1か月に160時間以上	60
	1か月に120時間以上、160時間未満	50
	1か月に100時間以上、120時間未満	40
	1か月に80時間以上、100時間未満	30
	1か月に64時間以上、80時間未満	20
妊娠・出産	母親が出産又は出産予定日の前後8週間を含む月初から月末までの期間にあって、出産の準備又は休養を要するとき（この期間にあっては、母親が就労している場合を除く。）。	30
疾病・障がい	・入院 ・常時臨床、その他疾病・障がいの事由による常時臥床 ・結核 ・療育手帳A1、A2を交付されている者 ・常時自宅外療養	(※1) 70
	・毎日通院 ・身体障害者手帳1、2級を交付されている者又はこれらに準じる者 ・療育手帳B1、B2を交付されている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者又はこれに準じる者	(※1) 60
	・週2回通院 ・身体障害者手帳3級を交付されている者又はこれに準じる者 ・精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている者又はこれに準じる者	50
	・週1回通院 ・身体障害者手帳4～6級を交付されている者又はこれに準じる者 ・精神障害者保健福祉手帳3級を交付されている者又はこれに準じる者 ・身辺処理可能だが、保育に支障がある者	40
介護・看護	・入院 ・常時臨床、その他疾病・障がいの事由による常時臥床 ・結核 ・療育手帳A1、A2を交付されている者 ・常時自宅外療養	(※2) 60
	・毎日通院 ・身体障害者手帳1、2級を交付されている者又はこれらに準じる者 ・療育手帳B1、B2を交付されている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者又はこれに準じる者	(※2) 50
	・週2回通院 ・身体障害者手帳3級を交付されている者又はこれに準じる者 ・精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている者又はこれに準じる者	40
	・週1回通院 ・身体障害者手帳4～6級を交付されている者又はこれに準じる者 ・精神障害者保健福祉手帳3級を交付されている者又はこれに準じる者 ・身辺処理可能だが、保育に支障がある者	30
求職活動	求職活動中（入所した場合は、原則として1か月以内に就労することを要する。）	10
災害復旧 虐待やDVのおそれ その他	児童福祉の観点から、所長が個別に判断する。	別に定める事由等について個別判断

備考

- 1 保護者の状況については、父母のうち、この表に定める指数のいずれか低い方を選考に用いるものとする。
- 2 同居世帯に父母のうち一部又は全部が存在しないとき（婚姻が成立したまま別居している場合を除く。）は、表中の最高指数を適用するものとする。
- 3 上記2の規定にかかわらず、その父又は母と事実婚状態にある者がいる場合及び里親が養育している場合は、これを保護者とみなし、父又は母として選考を行うものとする。
- 4 上記2の規定にかかわらず、婚姻が成立したまま別居している場合において、その児童と別居している者が児童を養育できる状態にないと所長が認めた場合は、これを保護者に含めないことができる。
- 5 同一の保護者が複数の事由を有する場合は、原則として指数の高い事由に係る指数をもって選考を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - (1) 「就労」又は「就学・職業訓練」の要件と「疾病・障がい」の一部(※1)又は「介護・看護」の一部(※2)の要件を同時に満たす場合は、これを合算する。
 - (2) 産前・産後休業中又は休学期間における「妊娠・出産」の場合は、この指数を用いる。
- 6 父母がともに「疾病・障がい」を有し、必要と認められる場合は、児童福祉の観点から10点を加算するものとする。
- 7 「就労」要件かつ非同居世帯の親族の介護又は看護を行っている場合は、就労時間に介護又は看護相当時間を合算することができる。
- 8 市内の認可保育所又は認定こども園に入所している者の認可保育所、小規模保育施設への転園希望及び小規模保育施設から小規模保育施設への転園希望については、上記に定める点数から10点を減ずる。ただし、兄弟姉妹が入所している保育施設への転園希望は除く。
- 9 市外に在住する者からの申込については、上記の定めに関わらず指数5点とする。ただし、「市内保育所で就労中又は就労予定のとき」を除く。
- 10 3か月以上の保育料滞納がある世帯（納付誓約書の提出があり、計画どおり履行できている場合を除く。）の申込については、上記に定める点数から50点を減ずる（0点を下回る場合は、0点とする。）。

別表第2（第6条関係）

保育所入所優先順位予備指数表

	項 目	予備指数
1	ともに未就労である祖父及び祖母（70歳未満）が市内在住のとき。	△2
2	兄弟姉妹が同一の保育所に入所しているとき。	+5
3	小学生以下の同居の児童を養育しているとき。	1人につき +2
4	父又は母が単身赴任をしているとき。	+5
5-1	育児休業又は介護休業から復職しようとしているとき。	+2
5-2	就労先に育児休業制度がない又は雇用契約の条件等で育児休業制度が適用されないとき	+2
5-3	認可外保育施設又は認可保育所等の一時預かりを定期的に利用しているとき。	+2
5-4	小規模保育施設から認可保育所又は認定こども園に転園しようとしているとき。	+2
5-5	認可保育所から認定こども園に転園しようとしているとき。	+2
5-6	市外において保育所等を利用しているとき。	+2
6	同一世帯内に障害者手帳を交付されている者がいるとき。	1人につき +2
7	市内の保育施設で就労中又は就労予定のとき。	+10

備考

本表の項目のうち複数に該当する場合は、予備指数を合算するものとする。

海老名市福祉事務所長が個別判断する事由等について

令和5年10月1日

海老名市福祉事務所長が児童福祉の観点から、個別に判断する事由等は、次のとおりとする。

1 虐待やDVのおそれのある事由

児童相談所からの送致書又は裁判所から発行された保護命令の写しが提出された場合、内容を確認した上で基本指数を90点とする。

2 ひとり親の取扱い

保護者の婚姻が成立したまま別居し、離婚を前提としている場合において、裁判所から発行された事件係属証明書又は期日通知書の写し、警察が開示する相談記録の写し、自治体等の相談機関から開示された相談記録の写しのうちいずれかを提出された場合、内容を確認した上で、同居世帯に父母のうち一部又は全部が存在しないときと同等の扱いで選考を行う。

3 廃園が決定した園の在園児の転園について

廃園決定後、保護者が廃園を理由に転園を希望した場合、入所選考において転園に伴う減点が発生した際は、これを適用しない。

4 廃園が決定した園の受入れ停止対象となる在園児きょうだいの入所選考について

廃園に向けて受入れ停止を行う場合、本来、きょうだい揃って廃園対象園に通えていた可能性があったことから、在園児の受入れ対象外のきょうだいが他園に申込する際は、第一希望の園のみ加点（予備指数：兄弟姉妹が同一の保育所に入所しているとき。）を行う。

5 災害からの避難

災害から避難するため、本市に住民票を移さず居住する場合、それを証明する書類等の提出をもって市民と同等の扱いで選考を行う。

6 その他

1～5及び「海老名市保育の実施手続等を定める要綱」に記載されていない事由については、個別に判断する。

ただし、公的機関が発行した客観的事実を証明する書類等を伴わない個人的事情を訴える申立書や嘆願書等を除く。